

平成 30 年度から

## 自動車税の口座振替納税の領収証書・納税証明書の送付を廃止します

自動車税を口座振替により納付していただいた方には、取扱金融機関から領収証書および納税証明書を送付してきましたが、平成30年度から送付を廃止させていただきます。

これは、自動車税の電子的納税確認システム（JNK S）の導入により継続検査時に納税証明書の提示が原則省略できるようになったこと、および、経費節減の観点から見直すこととしたものです。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1. 継続検査時の電子的納税確認

現在、全国的に納税確認の電子化が普及していますが、口座振替納税については、振替日（※）から4日～7日間程度、電子的納税確認ができない期間があります。この期間に継続検査を受けられる場合には、従前どおり納税証明書の提示が必要となります。

このような場合等、納税証明書が必要な場合は、自動車税事務所または各県税事務所で納税証明書の交付手続きをしていただくことになります。

※振替日＝納期限である5月末日（休日の場合は翌日または翌々日）

## 2. 納税の確認方法

口座振替を利用されている納税者の皆様には預金通帳等により口座振替の履歴を確認いただくこととなりますので、領収証書に代わり、納税通知書および通帳等を保管していただくこととなります。

## 3. 振替納付の利用率（平成 28 年度当初課税実績）

件 数：6,424 件（口座振替件数）／505,944 件（当初課税全件）

利用率：1.3%

## 自動車販売業者・整備業者等の皆様へのお願い

継続検査にあたっての納税の事前確認のため、お客様等に納税証明書の提示や提出を求められている場合があると存じますが、上記のとおり、平成30年度から口座振替納付の場合は納税証明書の送付を廃止しますので、予めご了知のうえご対応をお願いします。

また、納税の事前確認が必要な場合は、自動車税事務所または各県税事務所に照会いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先：滋賀県総務部税政課 077-528-3211  
滋賀県自動車税事務所 077-585-7288